瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第7号

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市市税条例の一部改正)

第1条 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後

改正前

(身体障害者等に対する種別割の減免)

- のうち必要と認めるものに対しては、種別割を 減免する。
  - (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下こ の条において「身体障害者」という。)又は 精神障害若しくは知的障害を有し歩行が困難 な者(以下この号において「精神障害者等」 という。) が所有する軽自動車等(身体障害 者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等 と生計を一にする者が所有する軽自動車等を 含む。) で、当該身体障害者、当該精神障害 者等、当該身体障害者若しくは精神障害者等 (以下この条において「身体障害者等」とい う。) のために当該身体障害者等と生計を一 にする者又は当該身体障害者等(身体障害者 等のみで構成される世帯の者に限る。) のた めに当該身体障害者等(身体障害者等のみで 構成される世帯の者に限る。)を常時介護す

(身体障害者等に対する種別割の減免)

- 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等 のうち必要と認めるものに対しては、種別割を 減免する。
  - (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「 身体障害者」という。)又は精神に障害を有 し歩行が困難な者(以下「精神障害者」とい う。) が所有する軽自動車等(身体障害者で 年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計 を一にする者が所有する軽自動車等を含む。 ) で、当該身体障害者、当該身体障害者若し くは精神障害者(以下「身体障害者等」とい う。) のために当該身体障害者等と生計を-にする者又は当該身体障害者等(身体障害者 等のみで構成される世帯の者に限る。) のた めに当該身体障害者等(身体障害者等のみで 構成される世帯の者に限る。)を常時介護す る者が運転するもの(1台に限る。)

る者が運転するもの(1台に限る。)

- (2) <省略>
- 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受け 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受け ようとする者は、納期限までに、市長に対し、 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号 ) 第15条の規定により交付された身体障害者 手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第 168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の 交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を 受けていないものにあっては、戦傷病者手帳と する。以下この項において「身体障害者手帳」 という。)、厚生労働大臣が定めるところによ り交付された療育手帳(以下この項において「 療育手帳」という。) 又は精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律(昭和25年法律第12 3号)第45条の規定により交付された精神障 害者保健福祉手帳(以下この項において「精神 障害者保健福祉手帳」という。) 及び道路交通 法(昭和35年法律第105号)第92条の規 定により交付された身体障害者等又は身体障害 者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等 (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限 る。)を常時介護する者の運転免許証(以下こ の項において「運転免許証」という。)を提示 するとともに、次の各号に掲げる事項を記載し た申請書に減免を必要とする理由を証明する書 類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

3及び4 <省略>

附則

(法人税割の税率の特例)

## (2) <省略>

ようとする者は、納期限までに、市長に対し、 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号 ) 第15条の規定により交付された身体障害者 手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第 168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の 交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を 受けていないものにあっては、戦傷病者手帳と する。以下この項において「身体障害者手帳」 という。)、厚生労働大臣が定めるところによ り交付された療育手帳(以下この項において「 療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律(昭和25年法律第12 3号)第45条の規定により交付された精神障 害者保健福祉手帳(以下この項において「精神 障害者保健福祉手帳」という。) 及び道路交通 法(昭和35年法律第105号)第92条の規 定により交付された身体障害者又は身体障害者 等と生計を一にする者若しくは身体障害者等( 身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。 )を常時介護する者の運転免許証(以下この項 において「運転免許証」という。) を提示する とともに、次の各号に掲げる事項を記載した申 請書に減免を必要とする理由を証明する書類を 添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

3及び4 <省略>

附則

(法人税割の税率の特例)

第23条の2 平成31年10月1日から開始し|第23条の2 平成26年10月1日から開始し 、平成36年9月30日までの間に終了する各 、平成31年9月30日までの間に終了する各 事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る 事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る 法人税割の税率は、第34条の4の規定にかか 法人税割の税率は、第34条の4の規定にかか わらず、100分の8.4とする。

2から6まで <省略>

わらず、100分の8.4とする。

2から6まで <省略>

(瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例(平成29年瀬戸市条例第 9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

附則

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該 当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動 車税の環境性能割を減免する。

(1)及び(2) <省略>

- (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で 定めるもの(以下「身体障害者」という。) 又は精神障害若しくは知的障害を有し歩行が 困難な者で規則で定めるもの(以下「精神障 害者等」という。)が、自ら運転する3輪以 上の軽自動車を取得した場合における当該3 輪以上の軽自動車の取得
- (4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する 者で規則で定めるもの(以下「重度身体障害 者」という。) 又は精神障害者等が、当該重 度身体障害者又は精神障害者等のために当該 重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一 にする者が運転する3輪以上の軽自動車を取 得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未 満のもの又は精神障害者等と生計を一にする

附則

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8 第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8 の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該 当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動 車税の環境性能割を減免する。

(1)及び(2) <省略>

- (3) 身体障害で規則で定めるもの又は精神障害 若しくは知的障害があり、歩行が困難な者で 規則で定めるもの(以下「精神障害者等」と いう。)が、自ら運転する3輪以上の軽自動 車を取得した場合における当該3輪以上の軽 自動車の取得
- (4) 前号に規定する身体障害者のうち特に著し い障害を有する者で規則で定めるもの(以下 「重度身体障害者」という。) 又は精神障害 者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者 等のために当該重度身体障害者又は精神障害 者等と生計を一にする者が運転する3輪以上 の軽自動車を取得した場合(重度身体障害者 で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と

者が当該3輪以上の軽自動車を取得した場合 を含む。) における当該3輪以上の軽自動車 の取得

- (5) 身体障害者又は精神障害者等のみで構成さ れる世帯の重度身体障害者又は精神障害者等 が、当該重度身体障害者又は精神障害者等の ために当該重度身体障害者又は精神障害者等 を常時介護する者(当該重度身体障害者又は 精神障害者等と生計を一にする者を除く。) が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場 合における当該3輪以上の軽自動車の取得
- (6) その構造が専ら身体障害者の利用に供する ためのものと認められる3輪以上の軽自動車 の取得
- (7) 専ら身体障害者が運転するための構造変更 がなされた3輪以上の軽自動車の取得
- 機関の開設者が救急用の3輪以上の軽自動車又 はへき地巡回診療の用に供する3輪以上の軽自 動車を取得した場合における当該3輪以上の軽 自動車の取得に対しては、環境性能割を減免す ることができる。

- 生計を一にする者が当該3輪以上の軽自動車 を取得した場合を含む。) における当該3輪 以上の軽自動車の取得
- (5) 身体障害者で規則で定めるもの又は精神障 害者等のみで構成される世帯の重度身体障害 者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者 又は精神障害者等のために当該重度身体障害 者又は精神障害者等を常時介護する者(当該 重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一 にする者を除く。) が運転する3輪以上の軽 自動車を取得した場合における当該3輪以上 の軽自動車の取得
- (6) 構造上身体障害者で規則で定めるものの利 用に供するものと認められる3輪以上の軽自 動車の取得
- (7) 専ら身体障害者で規則で定めるものが運転 するための構造変更がなされた3輪以上の軽 自動車の取得
- 2 市長は、医療法第31条に規定する公的医療 2 市長は、医療法 (昭和23年法律第205号 ) 第31条に規定する公的医療機関の開設者が 救急用の3輪以上の軽自動車又はへき地巡回診 療の用に供する3輪以上の軽自動車を取得した 場合における当該3輪以上の軽自動車の取得に 対しては、環境性能割を減免することができる。

附 則

この条例中、第1条の規定は平成31年10月1日から、第2条の規定 は公布の日から施行する。